

平成 25 年 11 月 1 日

各 位

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会

GMP 認定工場で製造された製品の広告・宣伝について

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当協会の GMP 認定制度では、GMP 認定工場であることを証するものとして「GMP 工場マーク」があります。

一方、GMP 認定工場で、GMP 管理下で製造が行なわれていることを個別審査により確認した製品には、「GMP 製品マーク」の表示を承認しております。

このような制度のもと、最近次のような事例が発生しております。

- ①「GMP 製品マーク」の表示承認を受けていない製品が、「GMP 認定工場
製造」等と広告・宣伝されることにより、当該製品が個別審査を受けた製品
のように誤解される。
- ②「GMP 認定工場で製造」等の広告・宣伝だけでは、当該製品が間違いなく
認定工場で製造されたものかどうかの判断ができない。

つきましては、GMP 認定制度の適正な普及を図るため、当面、「GMP 工場
マーク」の取扱いを別紙のとおり取り決めさせていただきましたので、本主旨
へのご理解ご協力をお願いいたします。

なお、本件につきましては、今後 GMP 認定工場関係者からなる GMP 工業会
(仮称)などを立ち上げ、さらに広告についての検討を進めてまいりますことを申
し添えます。

今後とも、ご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

GMP 認定工場で製造された製品の広告・宣伝について

「GMP 製品マーク」の表示承認を受けずに GMP 認定工場で製造された旨を新聞、リーフレット、インターネット等に広告・宣伝をする場合には、次の「製品情報」及び「工場情報」からそれぞれ一つずつを選択し、併せて表示してください。なお、容器・包装への直接の表示はご遠慮ください。

製品情報

GMP 製品マークの個別審査を受けたものではありません。

本製品には、GMP 製品マークは付けられていません。

工場情報

GMP 認定工場名の明記

GMP 認定工場の認定番号の明記

表示例：①本製品は、GMP 認定の〇〇〇〇(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇で製造されました。ただし、GMP

製品マークの個別審査を受けたものではありません。

②これらの製品には、GMP 製品マークは付けられていませんが、GMP 認定工場（認定番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇）で製造されました。

- ◆ 「製品情報」及び「工場情報」の主旨を踏まえていれば、多少の文言の変更は可能です。
- ◆ 表示の場所、文字のフォント及びポイント等は、特に取り決めはありませんが、適切に情報提供が可能な範囲とします。
- ◆ 上記表示は、右図「GMP 工場マーク」とともに表示することも可能です。



参考

「GMP 製品マーク」の表示承認を受けた製品の
広告・宣伝例

- 右図の「GMP 製品マーク」が容器・包装に直接表示可能となるほか、次の<表示例>なども併記することができ
ます。

<表示例>

- ◆ 本製品は、GMP 製品マークの表示審査を受け、承認されたものです。
- ◆ 本製品は、GMP に基づいて適正に製造されています。
- ◆ 本品は、GMP 認定工場で作られた製造管理合格品です。
- ◆ 本製品は、(公財)日本健康・栄養食品協会の GMP 認定工場
で製造されました。(公財)日本健康・栄養食品協会の GMP
は、厚生労働省のガイドラインを遵守しています。
- ◆ GMP 製品マークのついた製品は安全に造られ、一定の品質が保たれています。



「GMP 製品マーク」に関する問い合わせ先

(公財)日本健康・栄養食品協会
健康食品部 GMP 担当

電話：03-3268-3131 メール：kenshoku@jhnfa.org